

## ○ 学生の懲戒処分等に関する内規

(平成20年1月9日制定)

### (目的)

**第1条** この内規は、二松学舎大学学則第50条第1項の規定に基づき、学則に違反する行為等があったときの懲戒手続等について必要な事項を定める。

### (懲戒の対象)

**第2条** 学則第50条第1項の懲戒の対象となる「違反行為」は、次の各号に掲げるいずれかの行為をいう。

- (1) 大学の定める規則に違反する行為
- (2) 試験における不正行為
- (3) 大学内外における暴力行為
- (4) 大学の品位を傷つける行為
- (5) 大学の研究及び教育活動に対する妨害
- (6) その他学生の本分を逸脱したと認められる行為

### (懲戒の種類)

**第3条** 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学 有期と無期とに分け、有期は6カ月未満、無期は6カ月以上とする。
- (3) 退学

### (懲戒処分の内容)

**第4条** 違反行為者に対する処分の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条各号（第2号を除く）の行為に対する懲戒は、違反行為の輕重に従い、懲戒の内容を決定するものとする。
- (2) 第2条第2号に掲げる行為の処分については、試験の不正行為に対する懲戒処分等に関する内規による。

### (違反行為があった場合の初動対応)

**第5条** 第2条に該当する行為があった場合、学生支援課長は、学務局長、及び当該学生の所属する学部の学部長に報告するとともに、学務局長の指示に基づき事実関係等を確認するなど、初動対応をとる。

- 2 緊急を要する場合は、学長は、学務局長の報告に基づき当該学生の一時登校停止の措置をとることができる。
- 3 学生支援課長は、当該違反行為の状況等把握した事項、また違反行為についてとった措置等を報告書にまとめ、学務局長に提出する。学務局長は、学部長に報告書を提出する。

### (調査委員会の設置)

**第6条** 第2条に規定する違反行為があり、学生の処分を行う場合は、学部長は違反行為の事実関係を調査す

るため、調査委員会を設置する。

- 2 違反行為者が両学部にかかる場合は、両学部合同の調査委員会を設置する。
- 3 調査委員会において、当該学生に意見を述べる機会を与える。
- 4 調査委員会の委員長は、調査の結果を調査報告書に取りまとめ、学部長に提出する。

### (処分原案の作成)

**第7条** 学部長は、学生処分原案の作成を学生委員会に付託する。

- 2 学生委員会は、学務局長が学部長に提出した報告書、及び調査委員会報告書をもとに、処分について審議し、処分原案をまとめ、学部長に提出する。

- 3 違反行為者が両学部にわたる場合は、両学部合同の学生委員会を開催する。

### (懲戒処分の審議と決定)

**第8条** 懲戒処分の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

- 2 学部長は、前条第2項の報告を受けたときは、教授会を招集する。
- 3 教授会は、違反行為者に対する懲戒処分について審議する。この審議において、教授会は、学務局長、学生支援課長及び教授会が必要と認めた者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 学部長は、教授会における審議の結果を学長に報告する。

### (処分の通告)

**第9条** 処分の通告は、学長、又は学長の委嘱を受けた学部長が当該学生に対し口頭及び文書をもって行うとともに、保証人には文書をもって通知する。ただし、通告は、事情により学内公示をもって代えることができる。

### (処分の公示)

**第10条** 大学が懲戒処分を行った場合には、次によって公示する。

#### (1) 訓告処分の場合

大学名をもって違反行為の内容（学部・学科の名称、処分の事由及び年月日）を掲示板に1カ月を限度として公示する。

#### (2) 停学処分及び退学処分の場合

大学名をもって違反行為者の氏名及び所属する学部・学科の名称、処分の事由、年月日及びその他必要な事項を掲示板に1カ月を限度として公示する。

ただし、違反行為者に対する教育的配慮が必要と認められる場合は、氏名を公示しない。

(懲戒処分を受けた者の指導)

**第11条** 違反行為によって訓告・停学処分を受けた者の指導は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書を学部長に提出させる
- (2) 停学処分の場合は、停学期間中、学部長の委嘱を受けた指導教員が定期的に指導を行う。
- (3) 指導教員は、指導状況を学部長に適宜報告する。

(停学処分の解除)

**第12条** 停学処分の解除は、次の手続きによるものとする。

(1) 有期停学処分の場合

停学期間が満了する日に、学長、又は学長の委嘱を受けた学部長が本人に対し口頭により処分を解除する。

(2) 無期停学処分の場合

①学部長は当該学生の生活状況を勘案し、適當と認めた場合は、処分解除について学生委員会に諮問する。

②学生委員会の答申を受け、教授会で審議する。

③学部長は、教授会の審議結果を学長に報告し、学長が処分解除を決定する。

④処分解除の通告は、学長、又は学長の委嘱を受けた学部長が本人に対し口頭により行う。

(内規の改廃)

**第13条** この内規の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て学長が行う。

2 前項の改廃に当っては、あらかじめ両学部学生委員会・教授会の意見を聞くものとする。

#### 附 則

この内規は、平成20年1月9日より施行する。

附 則 (平成22年3月23日)

この内規は、平成22年4月1日より施行する。

附 則 (平成25年3月26日)

この内規は、平成25年4月1日より施行する。

附 則 (平成28年7月6日)

この内規は、平成28年7月6日より施行する。